水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年１１月１２日

第二管区海上保安本部長

白﨑　俊介（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名　　称　　岩手県沿岸広域振興局

（２）住　　所　　岩手県釜石市新町６番５０

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区　　域　　根浜海岸（付図のとおり）

（２）期　　間　　令和８年１２月１日から

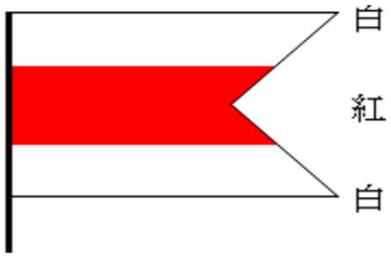
令和９年１月３１日（内２日間）

３　水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

４　航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



付図

位置図　測量範囲



イ～チに囲まれた範囲（赤枠）

表１　測深範囲座標一覧

点名	X	Y	緯度			経度		
			度	分	秒	度	分	秒
イ	-73626.647	91923.342	39	19	54.9　N	141	53	58.5　E
ロ	-73937.328	92075.564	39	19	44.8　N	141	54	4.7　E
ハ	-74147.493	92216.909	39	19	37.9　N	141	54	10.5　E
ニ	-74145.535	92268.877	39	19	37.9　N	141	54	12.6　E
ホ	-74157.849	92289.921	39	19	37.5　N	141	54	13.5　E
ヘ	-74067.009	92381.697	39	19	40.4　N	141	54	17.4　E
ト	-73873.775	92243.785	39	19	46.8　N	141	54	11.7　E
チ	-73545.769	92097.171	39	19	57.5　N	141	54	5.8　E

平面直角座標系　第Ⅹ系